

## 建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意基準における袋路状通路の定義について

次のいずれかの通路以外<sup>ア</sup>のものを袋路状通路として取り扱う。

- ア** 通路の両端が他の道路に接続し、各提案基準の取扱い範囲に規定する幅員を有するもの
- イ** 次の表に規定するもの（提案基準6又は提案基準9においては道路から敷地に至るまでの間の通路部分に対して、当該通路部分の所有権等を有するものにより4m以上に**拡幅整備することの合意**があるものに限る。）

事 例	イ メ ージ
<p>① 通路が、一方の道路から敷地に至るまでの間は各提案基準の取扱い範囲に規定する幅員を有し、敷地からもう一方の道路に至るまでの間は0.9m以上の幅員（避難上有効なものに限る）を有しているもの。</p> <p>*0.9m：2項道路の一括指定の最低幅員 里道等の最低幅員0.91m 非常用の進入口の幅0.75m ホテル、共同住宅等の廊下幅1.2m以上から総合的に判断</p>	
<p>② 通路が、道路から敷地に至るまでの間は各提案基準の取扱い範囲に規定する幅員を有し、敷地から道路とは違う方向に0.9m以上の幅員（避難上有効なものに限る）を有する通路を介し、将来にも<b>建築物が立ち並ばない空地</b>に接続するもの。</p> <p>* 建築物が立ち並ばない空地： 公園、広場、調整区域内の田畑、市街化区域内の生産緑地、河川堤防敷き等</p>	
<p>③ 通路が、各提案基準の取扱い範囲に規定する幅員を有し、敷地から概ね35m以内に車が転回するのに有効な通路があるもの。</p> <p>*35m：道路の位置指定基準の回転帯の設置基準（令144条の4）から準用</p>	

事 例	イ メ ージ
<p>④ 4 m以上の通路で、敷地から概ね3.5 m以内若しくは4 m以上の通路の終端までの間に車が転回するのに有効な通路があるもの。</p>	
<p>⑤ 敷地が、各提案基準の取扱い範囲に規定する幅員を有する通路に接し、通路とは別に0.9 m以上の幅員（避難上有効なものに限る）を有する通路等に接しているもの。</p>	
<p>⑥ 敷地が、各提案基準の取扱い範囲に規定する幅員を有する概ね3.5 m以内の袋路状の通路に接しているもの。</p>	